

就業場所別に見た就業保健師の年次推移

		S40	45	50	52	53	55	59	63	H2	4	6	8	10	12	14	16	18	
地域 保健	保健所	5,926	6,356	7,144	7,590	7,437	7,649	8,150	8,460	8,749	8,835	8,955	8,887	7,814	7,630	7,662	7,635	7,185	
	国保	5,477	5,362	5,799	6,008														
	市町村	573	637	920	1,011	7,226	7,750	9,486	11,033	11,673	12,563	13,802	15,641	18,410	20,646	21,631	22,313	23,455	
	小計	11,976	12,355	13,863	14,609	14,663	15,399	17,636	19,493	20,422	21,398	22,757	24,528	26,224	28,276	29,293	29,948	30,640	
保健師学校養成所		79	98	160	172	175	169	215	293	258	310	331	379	519	641	826	841	884	
病院・診療所		502	474	748	771	890	1,057	1,320	1,842	4,706	4,991	6,455	6,962	7,331	8,404	8,847	9,880	9,826	
介護保険施設等		—	—	—	—	—	—	—	—	24	35	58	70	54	52	629	542	571	
訪問看護ステーション		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	456	657	638	497	487	309	
社会福祉施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	448	542	627	472	471	337	
事業所		952	783	794	871	875	852	1,112	1,154	1,254	1,377	1,532	1,475	1,659	1,672	1,909	2,415	2,437	
その他		450	299	400	467	413	480	575	777	943	1,234	1,464	1,248	1,621	1,717	1,753	1,440	1,849	
合計		13,959	14,009	15,965	16,890	17,016	17,957	20,858	23,559	27,607	29,345	32,597	35,566	38,607	42,027	44,226	46,024	46,853	

注) 1 「衛生行政業務報告」により計上した。但し、「病院」については、平成2年から「病院報告」により計上し、「診療所」については、平成2年から「医療施設調査」により計上した。

2 保健師数は常勤保健師、非常勤保健師を含む。

3 保健師数は各年12月末現在の数である。

4 国保保健師は昭和53年度に市町村保健師に移管された。

5 厚生省報告例の一部改正により、就業場所に「老人保健施設(平成16年から介護保険施設等)」「訪問看護ステーション」及び「社会福祉施設」が加わった。

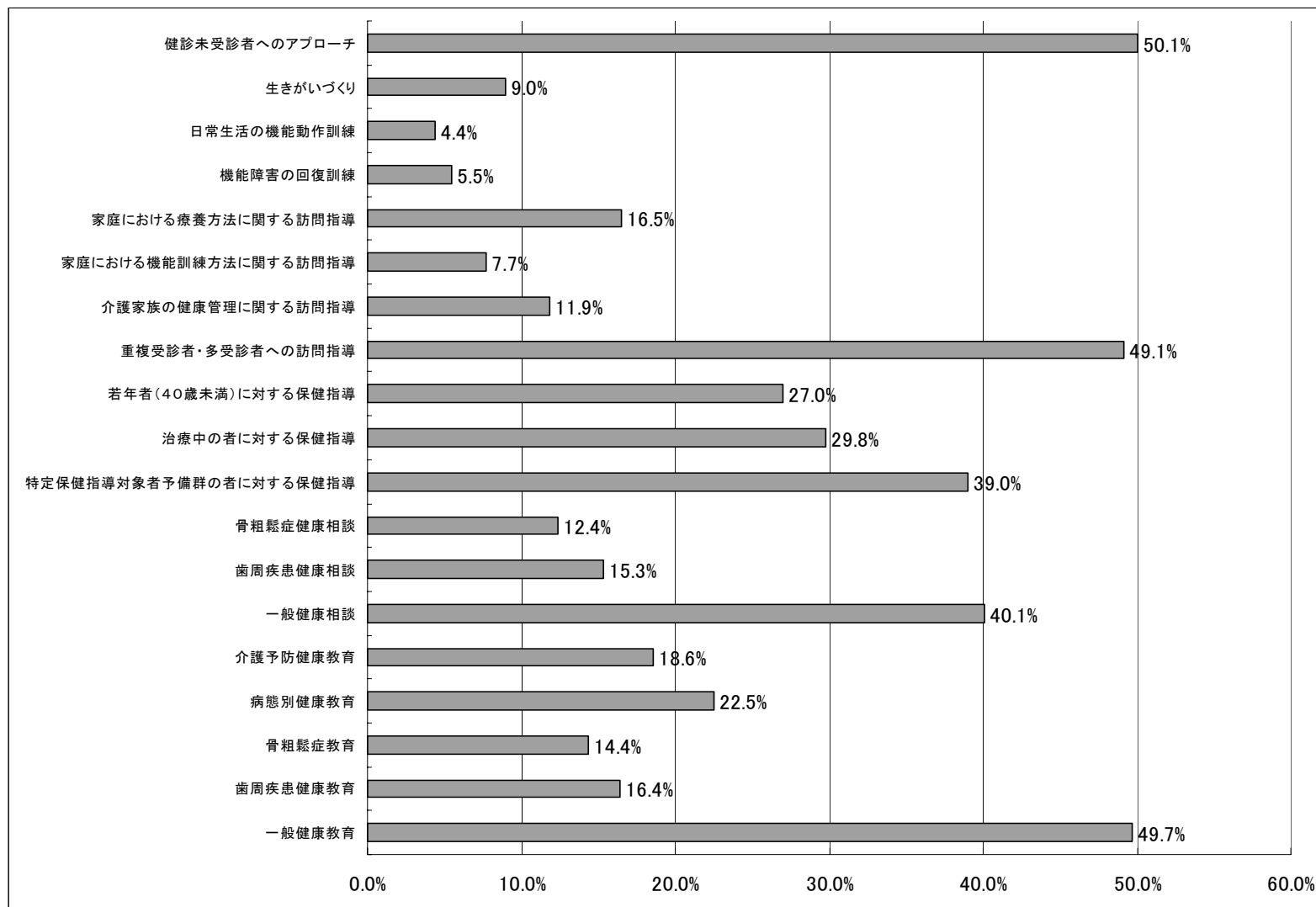
6 平成16年から「老人保健施設」が「介護保険施設等」に変更された。

「介護保険施設等」とは、介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所を含む。

7 平成6年については兵庫県分は含まれていない。

市町村国保の保健事業に関する調査結果 二速報値二

○ 平成20年度市町村国保の保健事業実施状況（回答保険者数1,795） （健康増進法に基づき行われる事業と一体的に実施している場合を含む。）



市町村国保の保健事業に関する調査結果 ＝速報値＝

○ 平成20年度特定健康診査実施計画見直し状況

(回答保険者数1,795)

		保険者数	割合
計画を見直した		95	5.3%
計画を見直す予定		534	29.7%
(再掲)	理由	数値目標等の変更	181 28.8%
		実施方法の変更	320 50.9%
		75歳の省令改正内容	366 58.2%

○ 特定健康診査受診率

※ 平成20年11月末時点

(回答保険者数 1,757)

受診率	保険者数	割合
10%未満	100	5.7%
10～20%未満	379	21.6%
20～30%未満	487	27.7%
30～40%未満	453	25.8%
40～50%未満	234	13.3%
50%以上	104	5.9%



○ 特定保健指導の実施率

※ 平成20年11月末時点までに初回面接を終了している者

	対象者に占める割合	回答保険者数
積極的支援	21.5%	1,586
動機付け支援(40-64歳)	28.5%	1,611
動機付け支援(65-74歳)	24.1%	1,614

受診率(平均値)	28.8%
----------	-------

※上記受診率(平均値)は、市町村国保の全保険者数のうち、回答のあった保険者1,757の平成20年11月末時点(年度途中)の平均値である。

なお、各保険者の受診率は、平成20年11月末時点で把握している受診者数を、特定健診等実施計画上の対象者数で除して算出している。

また、平成20年度の実施率は平成21年11月1日までに報告することとされているため、詳細な実施状況の把握はこの報告を受けた後となる。

市町村国保における特定健診・保健指導に関する検討会

(平成19～22年度)

目的

医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導について、保険者である市町村国保が、その効果的・効率的な実施を中核に生活習慣病対策を戦略的に企画・実施するとともに、その独自の特徴や課題を踏まえ、被保険者の健康の保持増進と医療費適正化、保険財政の安定を図ることができるよう検討を行うこととを目的とする。

① 特定健診・保健指導の実施に関するワーキンググループ

検討目的	国保の特性を踏まえた円滑な事業実施のための具体的方策を検討する (受診率・実施率向上方策・ポピュレーションとの連携・脱落防止策等)
検討方法	平成20年度は、平成19年度の国保ヘルスアップ事業の実施状況についての分析を行うとともに、特別加算実施保険者に対し現地調査を行い、効果的・効率的な方策を情報収集し、事例集の作成を行う。平成21年度以降については、特定健診・特定保健指導の実施状況等を把握し、効果的な取組方法等の分析・検討を行う。
検討事項	国保被保険者の特徴把握、対象者の選定(若年層、家族)、職域別プログラム、社会資源・地区組織の活用(農協・漁協・商工会議所等)ポピュレーションアプローチとの連携、専門職の配置、保険者間の連携(共同実施等)、受診率実施率の分析、参加勧奨の工夫と脱落防止策 その他

② 治療中の者に対する保健指導の効果に関するワーキンググループ

検討目的	生活習慣病にて服薬治療を開始している者に対し、保健指導プログラムを提供し、生活習慣や検査値、薬剤費を中心とした医療費等を評価指標として、保健指導の効果を明らかにする。
検討方法	介入群、対照群それぞれ150名程度(国保直営診療施設10カ所において実施) 対象者の要件 ・ 高血圧症、脂質異常症、糖尿病の内服治療中の者 ・ 30歳～70歳以下の者で国保加入者 ・ 合併症を発症していない者、インスリン治療中の者を除く 保健指導期間 2カ年(重点保健指導期間6カ月、継続保健指導期間1.5カ年)
検討事項	保健指導プログラムの開発、データマネジメント、事業評価。

国民健康保険直営診療施設について

1. 設置目的

国民健康保険直営診療施設(以下「国保直診」という。)は、国保事業の根幹である被保険者への療養の給付を確保するため、一般の公的医療機関や民間医療機関の進出が期待できない不採算地域、医療機関の整備が不十分な地域など、その地域の被保険者が療養の給付を受けることが困難な地域において、国保事業運営上の必要性から、国保保険者によって設置・運営されている。

現在では、「保健・医療・福祉」の連携の中心的な役割を果たし、地域住民の健康の保持・増進を図るため、幅広い活動を実施しており、国保保健事業の一翼を担っている。

2. 設置数の推移

年度	S55	S63	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20
設置数合計	1,447	1,373	1,359	1,337	1,303	1,288	1,243	1,215	1,192	1,188
病 院	405	399	403	395	380	377	373	360	352	332
診 療 所	1,042	974	956	942	923	911	870	855	840	856

国民健康保険総合保健施設について ①

1. 設置目的

国保総合保健施設は、国保直営診療施設に併設又は隣接し、保健事業部門、介護支援部門及び居宅サービス部門それぞれの機能を一体的に有する施設であり、国保直診と一体となって「保健・医療・福祉」サービスを総合的に行う拠点として、保健事業の一層の推進を図ることを目的としている。

2. 設置数の推移

年度	H5～8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	累計
設置数	23	7	10	7	3	4	3	7	4	4	2	74

※ 平成19年度、20年度においては、新規設置なし。

国民健康保険総合保健施設について ②

3. 総合保健施設設置市町村

都道府県	市 町 村
北海道	木古内町、豊浦町
青森県	百石町、田子町、深浦町、五所川原市(旧市浦村)
岩手県	金ヶ崎町、田野畑村
宮城県	涌谷町
秋田県	三種町(旧琴丘町)
山形県	真室川町、飯豊町
福島県	泉崎村
群馬県	神流町
埼玉県	小鹿野町
千葉県	鋸南町、東庄町、南房総市(旧富山町)
新潟県	魚沼市(旧守門村)、新発田市(旧紫雲寺町)
福井県	おおい町(旧名田庄村)、若狭町(旧上中町)、池田町
山梨県	増穂町
長野県	筑北村(旧坂井村)、長門町、泰阜村、茅野市
岐阜県	恵那市(旧上矢作町)、郡上市(旧白鳥町)、中津川市(旧坂下町)、郡上市(旧和良村)、関ヶ原町
三重県	志摩市(旧大王町)

都道府県	市 町 村
京都府	京丹後市、福知山市(旧大江町)、伊根町
鳥取県	南部町(旧西伯町)、岩美町
島根県	奥出雲町(旧仁多町)
岡山県	赤磐市(旧熊山町)、西粟倉村、美作市(旧大原町)、備前市、庄原市(旧西城町)、北広島町(旧豊平町)
広島県	安芸太田町(旧加計町)、北広島町(旧芸北町)、尾道市(旧御調町)、
山口県	周防大島町(旧大島町)、萩市(旧須佐町)
徳島県	脇町、つるぎ町(旧半田町)
香川県	観音寺市(旧豊浜町)、高松市(旧塩江町)、三豊市(旧財田町)、土庄町、綾川町(旧綾上町)、綾川町(旧綾南町)
高知県	禰原町、佐賀町
福岡県	福智町(旧赤池町)
佐賀県	唐津市
長崎県	平戸市
熊本県	天草市(旧新和町)、河浦町
大分県	佐伯市(旧鶴見町)、大分市(旧佐賀関町)、豊後大野市(旧緒方町)
宮崎県	日向市(旧東郷町)、高千穂町、串間市、西米良村
鹿児島県	奄美市(旧笠利町)

国診協における調査研究事業について

<事業概要>

国診協(社団法人全国国民健康保険診療施設協議会)では、福祉医療機構等からの受託により、地域医療、地域包括ケアの推進と高齢者等の健康増進、福祉の向上等に関する調査研究や国保直診の機能、役割の向上等に資する調査研究事業等に取り組んでいる。

<平成20年度事業>

- 子どもの生活習慣病対策ネットワーク事業
- 地域における障害者に対する栄養サポートシステムの構築事業
- 限界集落における保健・医療・福祉の提供状況に関する調査研究事業
- 介護予防における「口腔機能向上プログラム」の普及促進の効果的な手法に関する調査研究
- 地域完結型医療・介護の「安心拠点」としての有床診療所の機能に関する調査研究
- 農山漁村地域における高齢者の抑うつに関する調査研究

※ 平成21年度の事業内容については、現在検討中